



様式第九号の二(第十条の六関係)

許可番号 第 09820015108 号

産業廃棄物処分業許可証

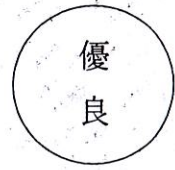
COPY

住所 神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目17番20号

氏名 株式会社トキオ

代表取締役 萩原 明人

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

相模原市長 本村 賢太郎



許可の年月日 平成29年9月22日

(初回許可年月日 平成12年4月1日)

許可の有効年月日 令和6年9月21日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

産廃中間処分(焼却、脱水)

(2) 産業廃棄物の種類

焼却: 汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず

脱水: 動植物性残さ

※1 石綿含有産業廃棄物を含む

※2 水銀使用製品産業廃棄物を含む

※3 水銀含有ばいじん等を含む

(注1) 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く

(注2) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処分できない

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおりに

3. 許可の条件

生活環境保全上必要な措置

環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年9月22日 許可更新

令和元年11月5日 変更許可(事業区分(脱水)の追加)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

なし

(日本産業規格 A列4番)

この証明書には各種の不正防止処理を施してあります。



2. 事業の用に供するすべての施設

中間処分を行う場所及び施設の規模等は、次に限る。

COPY

(1) ㈱トキオ

ア 中間処分を行う場所及び中間処分に係る保管場所

相模原市中央区田名塩田一丁目10214番2外1筆 (2, 269^m²)

イ 中間処理施設

焼却施設 処理能力 36 t/日 (24時間) 1基

許可年月日 平成7年3月23日 第05001001号

ウ 保管施設

(ア) 処理前廃棄物

a 木くず、紙くず及び繊維くず保管ヤード

保管面積 23.8^m² 最大保管量 68.5^m³(木くず 34.5^m³ 紙くず及び繊維くず 34.0^m³)

b 処理前混合廃棄物保管ヤード

保管面積 113.5^m² 最大保管量 336.4^m³

c 汚泥及び動植物性残さ・動物系固形不要物、ゴムくず置場 (ドラム缶)

保管面積 17.9^m² 最大保管量 12.0^m³(汚泥 4^m³ 動植物性残さ・動物系固形不要物 4^m³ ゴムくず 4^m³)

d 廃プラスチック類保管ヤード

保管面積 23.9^m² 最大保管量 69.0^m³

e 廃油タンク

保管面積 2.4^m² 最大保管量 4.0^m³

(イ) 処理後廃棄物

a 燃えがら保管ヤード

保管面積 23.9^m² 最大保管量 34.1^m³

b 不燃物 (金属くず等) 保管ヤード

保管面積 5.9^m² 最大保管量 4.0^m³

c ばいじん置場 (フレコンバッグ)

保管面積 12.0^m² 最大保管量 24.0^m³

(2) ㈱トキオ リサイクル工場

ア 中間処分を行う場所及び中間処分に係る保管場所

相模原市中央区田名塩田一丁目10209番3 (1, 142.2^m²)

イ 中間処理施設

脱水施設 処理能力 15.9 t/日 (10時間) 1基

ウ 保管施設

(ア) 処理前廃棄物

a No. 1 処理前廃棄物ストックヤード

保管面積 10.0^m² 最大保管量 40.3^m³ 最大高さ 4.0 m

b No. 2 処理前廃棄物ストックヤード

保管面積 22.1^m² 最大保管量 110.5^m³ 最大高さ 5.0 m

(イ) 処理後廃棄物

a 処理後廃棄物ストックヤード

保管面積 22.1^m² 最大保管量 110.5^m³ 最大高さ 5.0 m